

平成29年4月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消すということである。

第2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、本件再審査請求をするに至る経緯として、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、退職共済年金及び老齢基礎年金の受給者である。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「年金一元化法」という。)等の規定に基づき、請求人の退職共済年金額を、平成〇年〇月分から〇〇〇万〇〇〇〇円に減額改定する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

第3 請求人の主張

(略)

第4 当審査会の判断

- 1 年金一元化法は、昭和31年6月以前の旧三公社の加入期間(旧三公社の職員として在職していた期間。以下「追加費用対象期間」という。)に係る年金に要する費用について、全額事業主が負担している状況等を考慮して、世代間の公平を図るため、追加費用対象期間を有する共済年金受給者のうち、退職共済年金と老齢基礎年金又は障害基礎年金等の受給額の合計が一定の基準額(昭和13年4月1日以前に生まれた者は233万9200円、同月2日以降に生

まれた者は233万4500円。以下「控除調整下限額」という。)を超える者を対象に、平成27年10月分から共済年金の額を、追加費用対象期間部分の年金額の27%を減額(以下「27%減額」という。)した後の額、全年金額の10%を減額した後の額又は所定の最低保障額のうち最も高い額(減額幅が最も少ない額)にまで、減額改定することを規定している。

そして、控除調整下限額の判定及び27%減額の算定に用いられる老齢基礎年金等の範囲に関しては、以下のとおり規定されている。

まず、年金一元化法附則第96条による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号。以下「施行法」という。)第13条の2第1項は、追加費用対象期間を有する組員に対する退職共済年金の額(「国民年金法の規定による老齢基礎年金……が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。’)が控除調整下限額を超えるときは、退職共済年金の額は、当該額から当該額(「国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を……加えた額とする。’)を組員期間の月数で除して得た額の100分の27に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額を控除した金額とする旨を定めている。

また、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号。以下「政令」という。)第56条は、国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち施行法第13条の2第1項に規定

する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、「同法第27条本文に規定する老齢基礎年金の額に……割合を乗じて得た額とする。」と規定している。

- 2 本件記録によれば、請求人は、共済組合加入期間○月中の○月が追加費用対象期間であり、平成○年度において退職共済年金○○○万○○○円と老齢基礎年金○○万○○○円（国民年金法第27条所定の基本額○○万○○○円及び同法第28条所定の繰下げ支給による加算額○○万○○○円の合計を端数処理したもの。）の合計○○○万○○○円の年金給付を受けていたこと、厚生労働大臣は、請求人の上記年金受給額が控除調整下限額（233万9200円）を超え、減額改定の対象とし、減額幅が最も少ない27%減額を適用して、請求人の退職共済年金額を○○○万○○○円に減額改定する旨の原処分をしたことが認められる。なお、老齢基礎年金は減額にならないので、原処分後の請求人の年金受給額は、退職共済年金○○○万○○○円と老齢基礎年金○○万○○○円の合計○○○万○○○円となった。

- 3 請求人は、老齢基礎年金の支給開始を2年間繰り下げて支給を受けていたため、老齢基礎年金の受給額が○○万○○○円となっているが、控除調整下限額の判定の対象となる老齢基礎年金は繰下げ支給前の○○万○○○円を基準とすべきであり、これを基準とした場合は、退職共済年金額と合計しても○○○万○○○円で、控除調整下限額（233万9200円）以下であるから、減額改定の対象とはならないと主張している（なお、原処分の27%減額の計算自体については争うものではないと解される。）。

しかしながら、施行法第13条の2第1項及び政令第56条の規定によれば、27%減額の算定に用いられる老齢基礎年金については、「国民年金法第27条

本文に規定する老齢基礎年金の額に……割合を乗じて得た額とする。」と規定されており、国民年金法第28条に規定する繰下げ支給の加算額が含まれないことを明記しているのに対し、控除調整下限額の判定の対象となる老齢基礎年金については、「国民年金法の規定による老齢基礎年金……が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。」とされ、同法第28条に規定する繰下げ支給の加算額を除外する旨の文言はなく、かつ「給付の額」と規定しているのであるから、同法第27条の老齢基礎年金の基本額のほか同法第28条に規定する繰下げ支給の加算額を含めた現実に給付されている老齢基礎年金の全部を指すと解するのが自然である。

以上によれば、控除調整下限額の判定に当たり、国民年金法第28条の繰下げ支給の加算額を含めた現実に給付されている老齢基礎年金の全部を基準とすることが法令の規定に違反するものとはいえず、請求人の主張は理由がないといふべきである。原処分に所論の違法はなく、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。